



●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】八百屋で実山椒を売っているのを発見し、早速購入。サッと煮て、水でアク抜きしたものをごはんと食べると、なかなか良い痺れが！ちりめん山椒とかにして、毎回の食事を彩っています。

連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第258回

特別償却か税額控除か

部長 なかなか壮観だね！

E子 久しぶりに大きな機械を購入しましたね。

部長 結構思い切ったぞ。今回は一気に5台も導入した。それなりの金額もかかってしまったが、これからより効率的に製品を作ることができるね。

E子 自動車でも機械でも、新品って素敵ですよ！ それにしても部長、いつもは慎重なのに5台とは。

部長 一番はやはりこれからの会社の成長に必要な投資だからだが、税務上の特典も判断材料になったよ。

E子 さすが部長ですね、その辺の下調べも万全で。ちなみにどのような特典があるのでしょうか？

部長 法人税の特別償却か、税額控除を受けることができる。

E子 特別償却って、減価償却費を普通償却費以外に、多く計上できるということですよ。

部長 その通りだ。

E子 でも、特別償却と税額控除はどちらかしか受けることができないのですよね。迷ってしまいます。

部長 そうだね。どちらかを選ばないといけない。

E子 では、慎重にならないといけませんね。今回はどうなるのか私にも考えさせていただいてよいですか？

部長 もちろんだ。前向きな姿勢はいね！

E子 ありがとうございます。それでは早速やりましょう。

部長 今回の機械の総額は1千万円で、金額の要件などは満たしている。

E子 では、特別償却から。

部長 今回の機械は、取得価額の30%相当額を普通償却額に加えて償却することができる。

E子 1千万円の30%ですから、3百万円を経費に計上できるということですね。

部長 そうだ。なかなかだろう。